

平成 11 年 10 月 20 日 議決

改正 平成 11 年 12 月 22 日 議決

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、東京都都市計画審議会運営規則（昭和 44 年 11 月 24 日 議決）第 11 条第 2 項に基づき、東京都都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

第 2 条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号に該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）第 7 条各号に該当するとき
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき

(非公開の決定方法)

第 3 条 議長は、前条ただし書に該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議にはかり、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第 4 条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催の日の 1 ヶ月前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、会議名、日時、場所、付議予定案件名、傍聴の申込方法及び申込期限、傍聴者の員数並びにその他必要な事項とする。

(傍聴者の員数)

第 5 条 傍聴者の員数は、15 名以内とする。

(傍聴の申込方法)

第 6 条 傍聴を希望する者は、住所、氏名及び電話番号を記載した書面により、第 4 条により公表する申込期限までに申し込むものとする。

(傍聴者の決定)

第 7 条 傍聴者は、原則として審議会開催日の 7 日前までに、会長が決定する。

- 2 傍聴希望者が傍聴者の員数を超えた場合は、抽選により決定し、申込期限の時点で傍聴希望者が傍聴者の員数に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴者として決定する。
- 3 傍聴者として決定した者に対しては、審議会開催の前日までに、傍聴者として決定したことを通知する。

(傍聴証の交付)

第8条 傍聴者は、開催当日、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴席)

第9条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長の許可を受けた者を除く。）
- (6) 酒気を帯びている者
- (7) その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第11条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第12条 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、議長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 第2条ただし書の規定により審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴者を退場させるものとする。

(報道関係者の取扱)

第13条 報道関係者は、第5条から第8条までの規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第9条から第12条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、議決の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号については、平成12年1月1日から施行する。(注・題名、第1条及び第2条第1号を改正)